

平成25年6月21日
西日本高速道路株式会社

報道関係各位

工事の総合評価落札方式における価格評価基準額等の見直しについて

NEXCO西日本（大阪市北区、代表取締役社長：石塚由成）は、平成25年7月1日以降入札公告を行う工事を対象に総合評価落札方式における価格評価基準額^{※1}等を見直すこととしましたのでお知らせします。

国土交通省では、ダンピング受注の排除を図る観点から、平成25年5月16日以降入札公告工事を対象に低入札調査基準価格の上方見直しが行なわれています。

このような中、弊社においては他者が価格評価基準額付近で入札しても、技術評価点が上まわっていれば低入札基準価格付近で入札しても優位となるよう、価格評価基準額を大幅に上方見直しすることとしました。

また、あわせて低入札基準価格（国土交通省では、低入札調査基準価格）についても引き上げを行い国土交通省と同一とします。

なお、この変更により、土木工事では、価格評価基準額が契約制限価格に対して、平均的に約81%程度であったものが、約86%程度に上昇する見込みです。

※1 総合評価落札方式において、この額を下回ると過度な低入札として価格評価点を加算しないこととする額です。

この件に関するお問い合わせは、

NEXCO西日本 広報課 田中、樫塚 TEL:06-6344-7410(マスコミ専用)

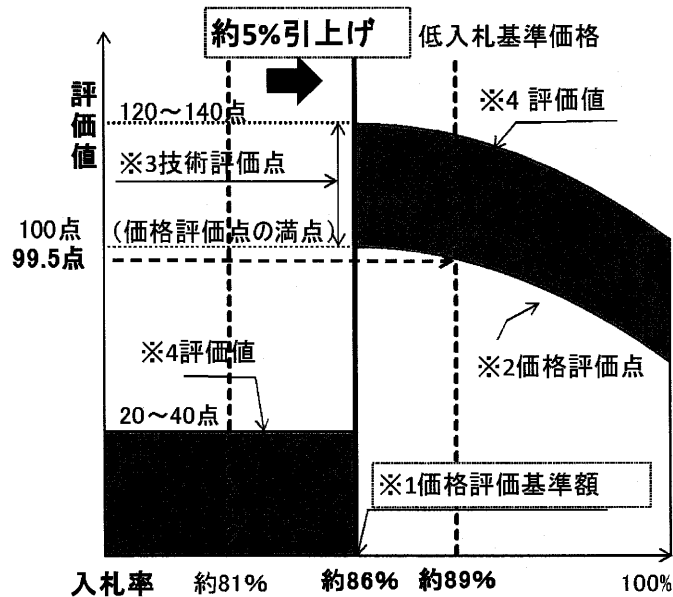
※本資料は、近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、大阪経済記者クラブ、大阪建設記者クラブにお配りしています。

制度の変更概要

1) 価格評価基準額の引き上げ

技術評価点1位であれば、2位の者に比べて、0.5点以上の点差がつくことを踏まえ、価格評価点99.5点にあたる額が低入札基準価格の率(約89%)と同一になるように、価格評価基準額を変更します。

<p>価格評価基準額 = 直接工事費+共通仮設費(積上分) + 共通仮設費(率計上分)[+現場管理費×0.25] (契約制限価格に対して上限85%、下限75%) ※ []内は、土木工事のみ加算</p>	見直し	<p>価格評価基準額 = $\frac{P-0.5-\sqrt{100.25-P}}{100} \times \text{契約制限価格}$ P : $\frac{\text{低入札基準価格}}{\text{契約制限価格}} \times 100$ (上下限は撤廃) ※土木工事では平均的には契約制限価格に対して約86%</p>
--	-----	---



[変更概要図]

- ※1 価格評価基準額
工事の総合評価落札方式において価格評価点を算定するための基準額
- ※2 価格評価点
入札価格に対する評価点数であり、工事種別等により定められた基準額を基にして付与される評価点
(算出式)

$$X_0 \leq X \quad y = -\frac{(X-X_0)^2}{2(100-X_0)} + 100$$

$$X_0 > X \quad y = 0$$

Y	: 価格評価点
X	: 入札率 (%) = $\frac{\text{入札価格}}{\text{契約制限価格}} \times 100$
X ₀	: $\frac{\text{価格評価基準額}}{\text{契約制限価格}} \times 100$
- ※3 技術評価点
工事目的物の性能等の評価点数であり、総合評価落札方式の区分、工事種別等により定められた個々の評価項目において、各企業の技術力等に応じて付与される評価点
- ※4 評価値
価格評価点と技術評価点を足し合わせた値(評価値=価格評価点+技術評価点)

2) 審査対象基準価格等の変更

価格評価基準額の変更にあわせ、審査対象基準価格及び価格落札方式における最低制限価格を変更します。

3) 低入札基準価格の変更

低入札基準価格を国土交通省の低入札調査基準価格の見直しにあわせて変更します。

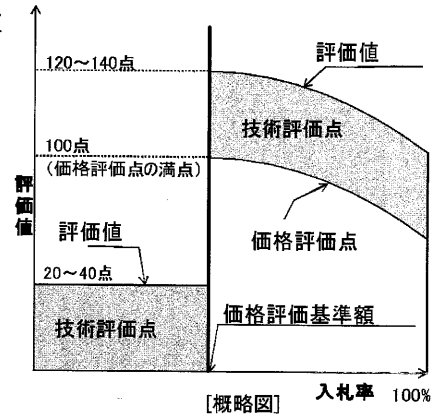
<p>低入札基準価格 = 直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.80+一般管理費等×0.3 [契約制限価格に対して上限90% 下限75%]</p>	見直し	<p>低入札基準価格 = 直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.80+一般管理費等×0.55 [契約制限価格に対して上限90% 下限75%]</p>
--	-----	---

1. 工事における総合評価落札方式について

- 総合評価落札方式では、技術評価点と価格評価点を合算した評価値が最も高い者を落札者としてしています。

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

- 価格評価点は契約制限価格を下回るにつれて上昇しますが、**価格評価基準額で最高点(100点)**となります。この額を下回る場合は過度な低入札として価格評価点を加えません。(0点)



2. 審査対象基準価格について

低入札調査を実施する基準額を**審査対象基準価格**といいます。この額未満の入札者が、落札予定者となる場合、低入札調査を実施します。(ただし、価格落札方式の土木工事系工種は除く)

この額は、価格評価基準額と算出方法は同一です。

なお、総合評価落札方式における機器設置系工種※1では入札参加者の入札額と審査対象基準価格のうちどちらか低い方を価格評価基準額としています。

3. 最低制限価格について

土木工事系工種※2で価格落札方式を適用する場合、自動的に失格となる基準額を**最低制限価格**といいます。

この額は、価格評価基準額と算出方法は同一です。なお、機器設置系工種の場合、最低制限価格の設定はありません。

※1 機器設置系工種とは

(トンネル非常用設備、受配電設備、遠方監視制御設備、伝送交換設備、交通情報設備、無線設備、トンネル換気設備、機械設備、通信、塗装、造園)

※2 土木工事系工種とは

(土木、土木補修、舗装、PC 橋上部工、鋼橋上部工、建築、電気、管、区画線、のり面処理、防護さく、遮音壁、標識、道路保全土木、道路保全施設)

[参考] 各基準額の概要図

H25.7入札公告～				
[総合評価落札方式] [契約制限価格が1億円以上]		[価格落札方式] [契約制限価格が1億円未満]		
	土木工事系工種	機器設置系工種	土木工事系工種	機器設置系工種
契約制限価格 (100%)				
低入札基準価格 (89%程度)	(調査なし)	(調査なし)	(調査なし)	(調査なし)
審査対象基準価格 又は最低制限価格 (88%程度)	審査対象基準価格 [=価格評価基準額]	審査対象基準価格	最低制限価格	審査対象基準価格
	※入札額が価格評価基準額を下回った場合、価格評価点は0点	最低入札額が審査対象基準価格を下回った場合、価格評価基準額=最低入札額	失格	低入札調査
	低入札調査	低入札調査		